

平成31年 1月15日から  
平成31年 1月15日まで

標 茶 町 議 会  
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

## 平成31年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

### 第1号（1月15日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第1号 標茶町森林環境譲与税基金条例の制定について	3
議案第2号 教育委員会委員の任命について	8
閉議の宣告	9
閉会の宣告	9

## 平成31年標茶町議会第1回臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成31年1月15日（火曜日） 午前10時10分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第1号 標茶町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 5 議案第2号 教育委員会委員の任命について

### ○出席議員（13名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君  | 2番 後藤勲君   |
| 3番 熊谷善行君  | 4番 深見迪君   |
| 5番 黒沼俊幸君  | 6番 松下哲也君  |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君  |
| 9番 鈴木裕美君  | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 |           |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 佐藤□彦君 |
| 総務課長  | 牛崎康人君 |
| 農林課長  | 村山裕次君 |
| 農林課参事 | 柴洋志君  |
| 建設課長  | 狩野克則君 |
| 教育長   | 島田哲男君 |

### ○職務のため出席した事務局職員

- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 佐藤弘幸君  |
| 議事係長   | 小野寺一信君 |

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（館田賢治君） ただいまから、平成31年標茶町議会第1回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時10分開会)

◎開議の宣告

- 議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
2番・後藤君、 3番・熊谷君、 4番・深見君  
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。  
町長・佐藤君。

- 町長（佐藤口彦君）（登壇） 標茶町議会第1回臨時会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集についてでございますが、平成30年度税制改正で森林環境税と森林環境譲与税の創設が決定され、このうち市町村など譲与される森林環境譲与税について、平成31年度から譲与が開始される予定であることから、譲与税の受け皿となる基金を創設するため、標茶町森林環境譲与税基金条例について議決をいただきたく、ま

たあわせて本年2月27日をもって任期満了となる教育委員会委員の任命にご同意いただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告を行います。

平成30年第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきまして、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解を存じたいと思います。

なお、地方自治法第180条に基づく専決処分について補足いたします。

このたび町道で発生した、事故に係る2件の損害賠償について、地方自治法第180条に基づく専決処分を行いましたので、ご報告いたします。

この事故は町道オソベツ幹線が道道釧路鶴居弟子屈線の工事のため通行止めとなることから北海道から協議を受け、道道のう回路として使用されていた期間に通行車両の増加により、舗装のひび割れの劣化が進行し舗装版が剥離し、その欠損箇所を通行した車両のタイヤ及びタイヤホイールに被害があったもので8月26日の夕方から27日の早朝にかけて同一箇所において同様の事故が3件発生しております。

当該破損箇所はパトロール後、直ちに補修を行い、その後は北海道と分担しながらパトロールの強化と予防的な補修作業を行い、以降、10月31日の通行止め解除されるまでの事故の発生はありませんでした。

発生した3件の事故のうち、最初に発生した1件については既に示談が成立し、さきの定例会で報告しましたが、示談が未成立でありました2件について保険会社による過失割合は町3割、相手方7割となり、相手方との示談が成立しましたので、法律に基づき議長へ報告するものであります。

以上で、本臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

#### ◎議案第1号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止・国土保全・

水源の涵養等の公益的機能を図るため、森林整備等の地方財源の安定的な確保と自然条件が厳しい森林において所有者が森林管理を行うことが困難な森林等について、市町村が管理を行う新たな森林管理制度が施行されることを踏まえ、わが国の森林を支える仕組みとして森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることとなりました。

これにより、徴収した森林環境税を定められた基準に基づき市町村へ森林環境譲与税として譲与されることから、基金を創設しこれに対応してまいりたいというものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページ目をご覧くださいと思います。

議案第1号 標茶町森林環境譲与税基金条例の制定について

標茶町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページをご覧ください。

標茶町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 標茶町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、標茶町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、国から標茶町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 全項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳出現金に繰り替えて運用し、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。  
附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） さきほど提案趣旨説明、伺いましていよいよ森林環境税、これ5年か6年後に環境税となるという予定になっておりますし、それに伴ってこれは前倒し的な譲与税ということで、次年度ですか、31年度からの予定されている情報もあるところでございます。

ここで新規条例ですからそういう措置はされると思いますが、私がお聞きしたいのは基本的に、特に第2条の積立てのところ認識しておきたいと思っておりますのでお聞きしますが、国から本町に譲与される森林環境譲与税の因子というのはいろいろございまして、どういった点が査定というんですか、そういうとこになされるのかという点をお聞きしたいのと、当然ですね、譲与税ですから積立てする前に事業を起こしてその余剰金を積立てしていくのかなという解釈をしております。その点の所見ともう1点、例えばこの因子の中にもいろいろあると思うのですが、本町の場合は各町村と違っていろんな形態があると思う。例えば、町有林の面積とか民有林の面積、公的な面積とかいろいろありますよね、そういったことで毎年、この譲与税は流動的になっていくのか、これに伴って事業内容ががらっと変わると思うのですよ。まあ事業内容はその事業が予算化されたときにお聞きできるかなと思っておりますが、この点だけ新規条例の中でお聞きをしたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいま、何点かご質問があったのですが、もし抜けていたら再度ご指摘いただきたいと思っております。

まず算定の方法ですが、森林環境譲与税は今後31年度より譲与税が入るわけですが、これにつきましては譲与税を借入金でまかなって、譲与税として町のほうに入ることとなります。その考え方としては全体の譲与税と言われる額の10分の9に相当する額が市町村に振り分けられるというふうになっております。残り10分の1については都道府県のほうに含まれるというふうになっております。その10分の9の財源内訳というか中身なのですが、まず、10分の5につきましては市町村内に有する私有林の人口面積割合で算出することになっております。10分の2が市町村に就労する林業就業者数の数で割った額で算出すると。

最後の10分の3については、標茶町の人口を案分した形でそれぞれ額が算出されるということになっております。

また、この譲与税の活用方法等はいろいろ、使い道は市町村にある程度、なにを使うかというのを委ねられているわけですが、基本的には先ほどありました私有林を中心に使用しなさいという指示が出ております。その上で私有林に使って、さらに余剰がでる場合はですね、それについては町有林のほうにも使ってもいいということになってはいますが、まずは私有林のほうにその財源を向けなさいよということになっております。

いまある公共事業の補助があるのですが、その上乗せについてはこれは使ってはいけないというふうになっております。町が新たに事業を作って、それに充てる場合についてはこの譲与税が使えるということになっております。

また、先ほど提案趣旨の中でも説明しましたが、中身につきましては、人材育成や担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発等にも使えるということになってはいますが、具体的な例で申し上げますと、例えば昨年、標茶町で行われました「林業のお試しツアー」とか、それがまた今後、標茶で再度実施されるようになればですね、それに利用する経費に使うことも可能でありますし、さらには町長の公約にもありました木製のフォトフレームとかそういうのに活用できる可能性があるというふうに考えております。先ほど言いましたが、用途については市町村にある程度裁量が認められてはいますが、なんでもいいというわけではありませぬので、今後この用途については振興局とも協議しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） ちょっとお聞きした中で、こまかいことはいろいろあるのですが、もう1回だけ。この譲与税の交付金というのは町村によって違うだろうと推計されます。それで標茶町の場合は、ちなみに今課長がおっしゃった例えば私有林の面積の人口割とか林業就業者人口とかいろいろありますが因子はね。そうすると本町の場合は次年度はどの程度交付される予定になっているのかと同時に、この統計は本町から道を通して国のほうに査定する因子ですね、そういうのを毎年行う行為としてやっていくのかということ。それからこれは毎年流動的になるでしょう、人口率も変わってきたり、人口も若干、ふえることは期待はしていますが減っていく現象が続いております。そういうことの中で流動的になっていくのかなど。不安定な財源ではないか、そういう気もするのですがその辺どう捉えているのかと、この2点だけ。概括的な質問ということでお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

まずどの程度の譲与税が標茶町に入ってくるのだということですが、これはあくまでも振興局の試算ではございますが、初年度の平成31年については一応1,260万円ほ

どの金額が入ってくると。あくまでこれは試算でありますのでこの金額がそのまま入ってくるのかというのはちょっとあれなのですが。

その後、平成33年までは同額で、さらに平成34年からは1,800万、約1,900万ほどの金額が入ってくる予定でございます。平成37年には2,680万……

(何事かいう声あり)

○農林課長(村山裕次君) 一応、試算の段階では平成というふうになっておりますので、平成というふうに使わせていただきたいと思います。平成41年については3,470万で、最終的に平成45年からは大体4,000万円ぐらいの金額で推移するというふうになっております。先ほどこの試算の算出に使える人口割ですとか面積割ですが、あくまでもこれは国勢調査の数値をもとにされますので、国勢調査ですから5年間は同じ数値をもとに使われるというふうに考えております。

また森林の現況につきましては、ただいまは森林資源現況調査に基づく数値でございますが、これにつきましては2020年の農林業センサスが出来上がれば、それをもとに数値を基準として算出されるということになっております。

○議長(館田賢治君) 9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 資料の規則のほうで、事業主体なのですが本町として考えられる事業主体、団体及び経営計画の認定を受けた者、およそどのくらいいらっしゃるのか、それからですね第4条助成の関係で、基金から全て一般会計に繰入れして歳出するのか、もしくは一般会計から基金以外の持ち出しと言いますか歳出も考えられるのか、その辺も伺っておきたいと思っております。

○議長(館田賢治君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

経営計画の件数というふうに言われたのですが、ちょっと件数で押さえておりませんが、面積としましてはですね、人工林1万2,542ヘクタール、いま民有林の中にあるのですが、そのうちの1万1,273ヘクタールがいま経営計画の認定を受けている面積となっております。

また、用途ですね助成の考えですが、あくまでもこの譲与税を中心として一般会計は考えないで譲与税だけを新たな事業を作ったのであれば、それを充てていきたいなというふうに考えております。

○議長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第1号は、総務経済委員会に付託の上、閉会中継続審査

とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は、総務経済委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎議案第2号

○議長(館田賢治君) 日程第5。議案第2号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤彦君)(登壇) 議案第2号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、教育長職務代理であります三本雅一さんは現在4期目、平成31年2月27日で任期満了となります。ご本人から高齢であることから次期について退任したいとの申し出がありましたので、このたび新しい方を選任したいのでご提案するものであります。

議案第2号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜4丁目4番地、氏名は山林幹雄、生年月日は昭和37年4月4日であります。山林氏の経歴については議案説明資料により説明を省略させていただきますが、高校を卒業後、有限会社山林製作所に勤務し現在に至っております。現在、標茶消防団、地域安全活動推進員、民生児童委員と多くの公職につかれておられて、幅広くご活躍いただいております、周囲からの信頼も厚く、さらに川上シンフォニアウィンドアンサンブルに所属されるなど、文化活動にも造詣があり教育委員会委員として最適者と判断して提案申し上げるものであります。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案第2号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案同意されました。

◎閉議の宣告

○議長(館田賢治君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(館田賢治君) 以上で、平成31年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前10時35分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 2番 後 藤 勲

署名議員 3番 熊 谷 善 行

署名議員 4番 深 見 迪